

令和 5 年度事業計画（案）

1 茨城県地域公共交通計画の策定に関すること

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条に基づき、必要な調査検討、協議を行う。

- ・ 調査検討事業補完業務（追加調査）委託（4～5月）
- ・ 協議会及び交通計画分科会の開催（4月～7月）

2 具体的な生活交通の確保方策に関すること

バス対策分科会において、次の項目について協議を行う。

（1）地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統に限る。）に関する協議

- ・ 令和 6 年度計画の作成・提出（5月～6月）
- ・ 令和 5 年度事業の評価（1月）
- ・ 計画変更等に係る協議（随時）
- ・ 地域間幹線系統の生産性向上方策の検討（随時）

（2）バス路線の休止及び廃止に伴う必要な生活交通の確保方策に関する協議

- ・ 道路運送法に基づく路線バスの休止及び廃止に関する協議（随時）

令和 5 年度収支予算（案）

【会計年度：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日】

1. 歳入 (単位：円)

款	項	目	予算額	摘 要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	3,322,000	茨城県負担金
計			3,322,000	

2. 歳出 (単位：円)

款	項	目	予算額	摘 要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	220,000	委員謝金等
	2 事務費	2 事務費	32,000	振込手数料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	3,070,000	地域公共交通計画策定に係る調査検討事業補完業務（追加調査）委託 1,320 千円 地域間幹線系統に係る生産性向上方策検討事業業務委託 1,750 千円
計			3,322,000	

協議事項について

■ 令和5年度事業計画及び収支予算（案）について

第1号議案 令和5年度事業計画（案）

第2号議案 令和5年度収支予算（案）

- ・ 令和5年度に茨城県地域公共交通計画を策定するため、協議会を開催いたします。
- ・ 令和4年度に実施した地域公共交通計画策定に係る調査検討事業について、内容を補完するために追加調査を行います。
- ・ 運営費及び事業費は、茨城県負担金を活用いたします。